

犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律施行規則及び警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関する法律施行規則の一部を改正する規則案新旧対照条文

○犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律施行規則（昭和五十五年国家公安委員会規則第六号）（第一条関係）（傍線の部分は改正部分）

改 正 案

現 行

（令第三条の国家公安委員会規則で定める給付等）

第十二条 令第三条の国家公安委員会規則で定める給付等は、次のとおりとする。

- 一 船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）第八十七条第一項の規定により支給される障害年金（労働者災害補償保険法（昭和二十二年法律第五十号）の規定による障害補償年金又は障害年金を受ける者に対して支給されるものに限る。）、同条第二項の規定により支給される障害手当金、船員保険法第九十一条の規定により支給される障害差額一時金、同法第九十二条の規定により支給される障害年金差額一時金、同法第九十七条の規定により支給される遺族年金、同法第一百一条の規定により支給される遺族一時金、同法第二百二条の規定により支給される遺族年金差額一時金、同法附則第五十一条の規定により支給される障害前払一時金及び同条第二項の規定により支給される遺族前払一時金

二（略）

- 三 労働者災害補償保険法第十二条の八第一項第三号の規定による障害補償給付、同項第四号の規定による遺族補償給付、同法第二十一条第三号の規定による障害給付、同条第四号の規定による遺族給付、同法附則第五十八条第一項の規定による障害補償年金差額一時金、同法附則第五十九条第一項の規定による障害補償年金前払一時金、同法附則第六十条の規定による遺族補償年金前払一時金、同法附則第六十一条第一項の規定による障害年金差額一時金、同法附則第六十二条第一項の規定による障害年金前払一時金及び同法附則第六十三条第一項の規定による遺族年金前払一時金

四（二十八）（略）

別表（第一条、第十五条関係）

（令第三条の国家公安委員会規則で定める給付等）

第十二条 令第三条の国家公安委員会規則で定める給付等は、次のとおりとする。

- 一 船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）第四十条第一項の規定による障害年金、同条第三項の規定による障害手当金、同法第四十二条、第四十二条ノ二又は第四十二条ノ三の規定による給付、同法第五十条の規定による遺族年金、同法第五十条ノ七の規定による給付、同法附則第七項の規定による障害前払一時金及び同法附則第八項の規定による遺族前払一時金

二（略）

- 三 労働者災害補償保険法（昭和二十二年法律第五十号）第十二条の八第一項第三号の規定による障害補償給付、同項第四号の規定による遺族補償給付、同法第二十一条第三号の規定による障害給付、同条第四号の規定による遺族給付、同法附則第五十八条第一項の規定による障害補償年金差額一時金、同法附則第五十九条第一項の規定による障害補償年金前払一時金、同法附則第六十条の規定による遺族補償年金前払一時金、同法附則第六十一条第一項の規定による障害年金差額一時金、同法附則第六十二条第一項の規定による障害年金前払一時金及び同法附則第六十三条第一項の規定による遺族年金前払一時金

四（二十八）（略）

別表（第一条、第十五条関係）

第十四級	(略)	第十二級	(略)	第九級	(略)	第七級	(略)	障害等級
一〇九 (略) (削る)	(略)	一〇三 (略) 十四 外貌に醜状を残すもの (削る)	(略)	一〇五 (略) 十六 外貌に相当程度の醜状を残すもの 十七 (略)	(略)	一〇一 (略) 十二 外貌に著しい醜状を残すもの 十三 (略)	(略)	身体上の障害

第十四級	(略)	第十二級	(略)	第九級	(略)	第七級	(略)	障害等級
一〇九 (略) 十一 男子の外貌 <small>まへよう</small> に醜状を残すもの	(略)	一〇三 (略) 十四 男子 <small>おとこ</small> の外貌 <small>まへよう</small> に著しい醜状を残すもの 十五 女子 <small>むすめ</small> の外貌 <small>まへよう</small> に醜状を残すもの	(略)	一〇五 (略) 十六 (新設) 十六 (略)	(略)	一〇一 (略) 十二 女子 <small>むすめ</small> の外貌 <small>まへよう</small> に著しい醜状を残すもの 十三 (略)	(略)	身体上の障害

○警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関する法律施行規則（平成十八年国家公安委員会規則第二十三号）（第二条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改正案		現行	
別表第二（第二条関係）			
障害等級	障害	障害等級	障害
(略)	(略)	(略)	(略)
七級	一〇十一 (略) 十二 外貌に著しい醜状を残すもの 十三 (略)	七級	一〇十一 (略) 十二 女子の外貌 <small>まぶ</small> に著しい醜状を残すもの 十三 (略)
(略)	(略)	(略)	(略)
九級	一〇十五 (略) 十六 外貌に相当程度の醜状を残すもの 十七 (略)	九級	一〇十五 (略) 十六 (新設) (略)
(略)	(略)	(略)	(略)
十二級	一〇十三 (略) 十四 外貌に醜状を残すもの (削る)	十二級	一〇十三 (略) 十四 男子の外貌 <small>まぶ</small> に著しい醜状を残すもの 十五 女子の外貌 <small>まぶ</small> に醜状を残すもの
(略)	(略)	(略)	(略)
十四級	一〇九 (略) (削る)	十四級	一〇九 (略) 十一 男子の外貌 <small>まぶ</small> に醜状を残すもの